

はじめに

「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 検討結果（まとめ）」の概要（案）

- 都道府県で2例目となる「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、平成25年4月に施行。5年を経過した30年度に同条例を一部改正（最初の見直し）。令和元年7月一部施行を経て、令和2年4月全面施行。
- 平成30年度の最初の見直しから3年が経過したことから、附則に基づき条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を実施するため、令和3年7月より委員会を開催。

改正条例制定後の取組

- 県民への啓発**
改正条例について普及パンフレット配付、啓発ポスターの掲示、広報媒体への改正条例について掲載等
- 施設管理者への啓発**
条例概要チラシの配布、施設管理者説明会の開催、喫煙環境表示用ステッカーの配布等
- 喫煙防止・禁煙支援等の推進（H24～）**
小・中学生及びその保護者等に対する喫煙防止教育の開催、喫煙防止リーフレットの小学5年生全員への配布、高校生など若年層に向けた喫煙防止動画の配信、大学等の新入生への啓発リーフレットの配付
- 財政的支援（受動喫煙対策整備貸付）**
- 相談への対応（訪問指導員の配置）**
- 保健所設置市への権限移譲（R元年7月～）**

受動喫煙対策等の実施状況・県民意識等

- 条例の規制対象施設等の実態調査（回収結果：調査数16,146施設、回収数7,283施設（回収率45.1%））**
 - 回答施設全体では条例を認知している割合は93.2%であった。（前回調査（H29実施）82.8%より10.4ポイント上昇）
 - 大学等の30.3%、官公庁舎の58.3%、観覧場・公園等の44.9%が「当分の間」認められている屋外喫煙場所を設置している。
 - 飲食店は、91.7%と高い遵守率であるが、既存小規模飲食店で当分の間、認められている「建物内の一室又は全部を喫煙可」を除くと遵守率は59.9%。
- 県民モニター調査（回収結果：県民モニター2264人、回答者数1,664人（回答率73.5%））**
 - 「条例があることを知っている人」の割合は、前回調査（H29実施）（62.8%）と比べ、7割近くに増加している（68.6%）。
 - 受動喫煙に「あった」は前回調査の67.4%から30.6ポイント減少し、36.8%となっている。
 - 県に期待する受動喫煙対策は「受動喫煙の悪影響についての普及啓発」（57.0%）が最も高い。次いで、「屋外での受動喫煙対策強化」（49.0%）、「20歳未満の者の喫煙防止教育」（47.2%）となっている。
- 県内の喫煙率 15.6%（全国18.3%）**
高校生3年生の女子の喫煙率は平成23年1.9%から平成28年3.1%に上昇。妊婦についても、平成30年2.3%から令和元年3.9%に上昇。
- 県内41市町の一般庁舎（本庁舎）における受動喫煙対策等の実施状況調査**

一般庁舎の禁煙実施状況	敷地内禁煙9（22.0%）、建物内禁煙32（78.0%）	※兵庫県は建物内禁煙
勤務中の喫煙について	禁止17（41.5%）、自粛・節度ある喫煙16（39.0%）、規定なし8（19.5%）	※兵庫県は規定なし
たばこの販売	なし30（73.1%）、あり11（26.8%）	※兵庫県はあり
- 企業での受動喫煙対策等への取り組み**
令和2年4月の改正健康増進法をふまえ、また、健康経営の観点から多くの企業が受動喫煙防止等の取り組みを進めている。
(例)・喫煙室廃止　・採用要件に「非喫煙者」　・テレワークを含めた就業時間中の禁煙

検討結果

【基本方針】①令和2年4月に改正条例が全面施行されてから間もなく、県民に対して条例内容の周知が行き届いていないことや、新型コロナウイルス感染拡大による規制対象施設への影響も考慮し、引き続き県民への啓発と着実な法令遵守の促進を図ること。
②コロナ禍における受動喫煙対策や妊婦の喫煙への対策など新たな課題への取組みを進めていくこと。

1 コロナ禍における受動喫煙対策

1 テレワークに対する取組み

- テレワーク実施にあたり、受動喫煙対策に率先して取り組むこと
(取組例)
- (案1) 在宅勤務時は勤務時間のみならず、休憩時間も居宅内等での喫煙禁止
 - (案2) 在宅勤務時の勤務時間は喫煙禁止
休憩時間については居宅内等では望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮すること
 - マンション等への受動喫煙防止啓発

2 新型コロナウイルス感染症に対する取組み

- 喫煙所の環境にできる限り配慮し、3密とならないよう啓発
- ガイドラインによる運用
 - 感染拡大防止のため、喫煙所の一時閉鎖を推奨

2 妊婦に関する対策

- 妊婦及びパートナーなどの周囲に対して喫煙・受動喫煙の健康影響を啓発、禁煙支援に取り組むこと

3 「当分の間」としている措置の取り扱い

- 原則敷地内禁煙として屋外喫煙区域の設置、
 - 原則建物内禁煙として喫煙専用室の設置、
 - 既存小規模飲食店に喫煙区域の設置
- 全面施行より1年あまりしか経過しておらず、施設管理者からの相談も多いことから、引き続き、着実な法令遵守の促進を図る

4 加熱式たばこの取り扱い

- 現時点では受動喫煙の健康被害のおそれがないとの証明されていない以上、これまでどおり、紙巻きたばこと同様に取り扱う

5 精神病床を有する病院及び診療所における治療のための屋外喫煙区域の取り扱い

関係精神科病院に対して、一定の準備期間（概ね1年以内）を設けた上で、速やかに廃止すべきである。

実施にあたっては、利用者や地域住民の理解のみならず、行政が長期入院患者の地域移行や、グループホームなどの公的受皿の整備について取り組むことが必要不可欠である。また、行政として、今後、一般病院のみならず精神科病院においても、敷地周囲の喫煙が制限されていることについて、引き続き相互理解と協力を願う周知を図っていくべきである。

◆ 兵庫県に求める取組み

- 庁舎内の特定屋外喫煙所を見直し、敷地内全面禁煙とする
- 職員の勤務時間中にについては、禁煙
- 庁舎内でたばこを販売しない

今後の目指すべき方向

【第2回検討委員会意見を反映】